



美 議 第 16 号
令和 7 年 3 月 19 日

前美唄市議会議員 紫 藤 政 則 様

美唄市議会議長 谷 村 知 重



公開質問状について(回答)

2025 年 3 月 4 日付け公開質問状で照会のありました質問について、別紙のとおり回答します。

【質問事項】

1 議員の議会における会議又は委員会における発言のルールについては、地方自治法並びに会議規則及び委員会条例に定めがあり、この定めによらずに議長の恣意的な判断により議員に対して何らかのペナルティーを科すことは出来ないと認識しているが、「嚴重注意」を行うことについて、法令上の根拠はどこにあるのか。又、令和6年第4回定例会における、齋藤議員のどの部分の発言が嚴重注意に当たるのか、明示してほしい。

【回答】

令和6年第4回定例会での齋藤議員の一般質問において相手方の固有名詞を複数回(12回)発言されておりますが、その質問においては相手方の固有名詞を出す必要性はありませんでした。

この点については、会派代表者会議の閉会後に齋藤議員が所属する会派の代表と齋藤議員が議長と面談を行った中で、齋藤議員ご自身も「今回の一般質問においては確かに相手方の法人名を何度も連呼しすぎた」と認められているところです。

この件につきましては、令和6年12月10日の会派代表者会議の際に、美唄市と相手方が現在係争中でもあることから、質問等をする場合は市や市民に不利益が生じることがないように、その内容については充分留意して行うことで意思統一したところであります。

齋藤議員からは「今回の質問の内容については、美唄市側の責任の所在を問い質すものであり、当該法人を悪く言っているものではない」とのお話しもありましたが、齋藤議員のご発言については配慮に欠ける点があったことは否定できず、議会の品位を損ないかねないものであることから、美唄市議会会議規則第149条に基づき嚴重注意を行うことといたしました。

なお、この判断にあたっては、前提として「発言自由の原則」が保障されるべき一方で議員には地方自治法第132条、美唄市議会会議規則第55条及び同第141条にも規定されていますように、議会の品位を重んじ第三者の人権等や市民の利害等にも配慮する義務があること、上記のとおりご質問にあたっては美唄市と相手方が現在係争中であることを考慮し、質問にあたっては市や市民に不利益が生じないように留意すべきであったにもかかわらず上記のご質問となったこと等の事情を総合的に考慮して、「嚴重注意」としたものであります。

【質問事項】

2 嚴重注意、市民周知などの一連の行為について、議会の会議並びに委員会及び地方自治法第100条第12項に基づく協議または調整の場における議決や意見交換を経て行ったものか。そうであれば、当該会議録等の内容についてその概要を示して欲しい。

【回答】

本件については2月13日の議会運営委員会において、その経過と経緯について報告し意見を求めたものであります。

【質問事項】

3 この「報告」を市民周知とした行為は、当該議員に加えた更なる制裁であり、当該議員の信用を失わせ、政治生命をも危うくしかねない種の人権被害が疑われる行為であると認識せざるを得

ないが、何故全戸配布を行ったのか、その判断理由と全戸配布による影響をどこまで推量して実行に至ったのかたずねる。

【回答】

厳重注意の経緯等について「びばい市議会だより 臨時号」として発行するにあたっては、齋藤議員及び齋藤議員が所属する会派の代表と話し合いを行い、齋藤議員ご本人からも了解を得た上で実施しております。また、厳重注意はいわゆる懲罰ではなく、その内容も齋藤議員に対する評価等を掲載したものではないことから、齋藤議員に対する制裁ではありません。

従って、ご指摘のありました「当該議員の信用を失わせ、政治生命をも危うくしかねないほどの人権侵害」にはあたらないものと考えます。

なお、議長は議長の秩序保持権に基づき議員の発言等に対し議会で厳重注意を行うことができ、またこの定例会についてはYouTubeで公開されておりました。従って、今回の齋藤議員に対する厳重注意についても速やかに公開することが相当であると判断したため、この度「びばい市議会だより 臨時号」を発行し市民に周知することといたしました。

【質問事項】

4 議会広報紙である、「びばい議会だより」は、広報委員会運営要綱により広報紙の発行に関する全ての業務を行うことと定められている。今次臨時号はこれがルールに基づいて発行されたか、発行に要した経費の支出額はいくらだったのか、加えて広報びばいメロディーに折り込むに当たって、掲載内容について市長部局との協議を経て行ったのかどうかをたずねる。

【回答】

前段の回答のとおり「びばい市議会だより 臨時号」の発行については速やかな公開が求められたこと、及び市議会だよりにこれを掲載することは公開の議場における議長の厳重注意と同様と考えられることから、広報委員会委員長の下承を得て、議会運営委員会で協議の上、今回の「びばい市議会だより 臨時号」の発行を行ったものです。

また、「びばい市議会だより 臨時号」の発行に要した経費については、72,572 円となっております。

なお、本臨時号の発行にあたっては、内容を議会運営委員会に諮った後、市長部局にもその内容についてお知らせいたしました。

【質問事項】

5 この「報告」には、「この発言について当該法人より、自社のイメージを低下させる行為である旨の文書が提出された」とあり、この問題の端緒は令和6年12月定例会終了後にあった当該法人からの文書の提出からと推察されるが、そう認識してよいか。又当該法人からの文書の内容と、それに対する議会側の応答があればその内容を明らかにして欲しい。

【回答】

ご指摘いただきました文書の提出については端緒の一つではありますが、前述のとおり、齋藤議員の一般質問において不必要な相手方固有名詞のご発言があったこと、及び美唄市と相手方法人

が現在係争中であることから質問にあたっては市や市民に不利益が生じないように留意すべきであったにもかかわらず上記のご質問となったこと等の事情を総合的に考慮して、嚴重注意を行ったものです。

当該法人から提出された文書については、現在「第三者に関する情報が記録されている公文書開示請求についての意見照会」を行っており、現時点でその詳細についてお示しすることは困難です。

文書の提出を受けて美唄市議会として、議長及び副議長が相手方と面会し、議会運営、議事進行に不手際があったことを謝罪し、また議員には一般質問終了後に発言については十分注意するように伝えた旨を報告しております。

【質問事項】

6 前記１でたずねたが、仮に法令上の根拠の伴わない「嚴重注意」であり、「全戸配布」だとすれば、議長は違法行為をしたに等しい重大な過ちを犯したことになるが、そのように理解してよいか、議長の認識をうかがう。

【回答】

嚴重注意は、この度の一般質問において前述のとおり美唄市と相手方法人が現在係争中であることから、質問にあたっては市や市民に不利益が生じないように留意すべきであったにもかかわらず前述のような質問となったことについて地方自治法第１３２条、美唄市議会会議規則第５５条、同第１４１条に抵触する可能性があるため、美唄市議会会議規則１４９条に基づき行われたものであり、地方自治法第１３４条や美唄市議会会議規則第１５０条等で規定されております懲罰には該当しないものと考えております。

嚴重注意は対象となった議員の十分な注意を喚起するものであり法的拘束力はありません。

また、この度の嚴重注意にあたっては齋藤議員ご本人と面談を行った際にも、「今回の一般質問においては確かに相手方の法人名を何度も連呼しすぎた」とご自身が不必要な相手方の固有名詞を複数回発言されていたことはお認めになっており、また「びばい市議会だより 臨時号」に経緯を掲載することについてもご了解を頂いたうえでの発行です。

なお、その内容も齋藤議員の評価を低下させるようなものではありません。

よって、このことに関しては齋藤議員の社会的評価を低下させるなどの意図があつて「びばい市議会だより 臨時号」を発行したのではないことから、ご指摘の「議長は違法行為をなしたに等しい重大な過ちを犯した」との点にはあたらないものと考えます。

【質問事項】

7 この「報告」に関して、議長や議会に対して説明責任を求める声を聞く、市民と対面して責任を果たす必要があると考えるが、いかがか。

【回答】

この件については必要があれば適切に説明を行っていく所存です。ただし相手方と美唄市が現在係争中であり、現時点では市議会議長として詳細な説明ができない部分があることも事実であり、今後このような状況が解消された後に説明を行うことも検討いたします。